

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行																																																																																																																																																														
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額			<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 中間事業概況書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																												
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																												
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																												
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																																																																										
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																										
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																												
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																																																																																																																																												
期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																																																																												
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																												
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																																																																										
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																										
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																																																																																																																																												

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案					
			リスク・アセット等計 (G)		
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%
(記載上の注意)					
1～7 (略)					
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。					
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 (略)					
第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (単位: 百万円)					
	金 額		金 額		
(略)		(略)			
有形固定資産		その他負債			
無形固定資産		未払法人税等			
繰延税金資産		リース債務			
再評価に係る繰延税金資産		資産除去債務			
支払承諾見返		その他の負債			
(略)		賞与引当金			
		(略)			
(記載上の注意)					
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。					
(1)～(3) (略)					
(4) <u>金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>					
(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>					

現行					
			が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
			リスク・アセット等計 (G)		
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%
(記載上の注意)					
1～7 (略)					
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。					
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 (略)					
第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (単位: 百万円)					
	金 額		金 額		
(略)		(略)			
有形固定資産		その他負債			
無形固定資産		未払法人税等			
繰延税金資産		リース債務			
再評価に係る繰延税金資産		(新設)			
支払承諾見返		その他の負債			
(略)		賞与引当金			
		(略)			
(記載上の注意)					
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。					
(1)～(3) (略)					
(新設)					
(新設)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p><u>(6)</u> 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</p> <p><u>(7)~(19)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(4)~(16)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案						現行																																																																																															
別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)						別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)																																																																																															
(略)						(略)																																																																																															
第1 第 期中 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書						第1 第 期中 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書																																																																																															
1~5 (略)						1~5 (略)																																																																																															
6 自己資本比率の状況						6 自己資本比率の状況																																																																																															
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> (単位：百万円)						信用リスク・アセット算出手法		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> (単位：百万円)						信用リスク・アセット算出手法																																																																																							
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																					
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">負債性資本調達手段等</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">負債性資本調達手段</td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td colspan="3">信用リスク・アセット調整額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> </tr> </table> </td> <td colspan="3">リスク・アセット等計(G)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補完的項目不算入額</td> <td colspan="3">Tier1比率(A/G) %</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補完的項目(B)</td> <td colspan="3">自己資本比率(F/G) %</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">負債性資本調達手段</td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td colspan="3">信用リスク・アセット調整額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> </tr> </table>			負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額			リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G) %			補完的項目(B)			自己資本比率(F/G) %			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">負債性資本調達手段等</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">負債性資本調達手段</td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td colspan="3">旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> </tr> </table> </td> <td colspan="3">リスク・アセット等計(G)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補完的項目不算入額</td> <td colspan="3">Tier1比率(A/G) %</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補完的項目(B)</td> <td colspan="3">自己資本比率(F/G) %</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">負債性資本調達手段</td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td colspan="3">旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> </tr> </table>			負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額			リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G) %			補完的項目(B)			自己資本比率(F/G) %		
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																
(略)			(略)																																																																																																		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">負債性資本調達手段</td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td colspan="3">信用リスク・アセット調整額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> </tr> </table>			負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額			リスク・アセット等計(G)																																																																																						
負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額																																																																																																		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																		
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G) %																																																																																																		
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G) %																																																																																																		
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																
(略)			(略)																																																																																																		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">負債性資本調達手段</td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td style="width: 16.5%;"></td> <td colspan="3">旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> </tr> </table>			負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額			リスク・アセット等計(G)																																																																																						
負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																																																																																		
期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																		
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G) %																																																																																																		
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G) %																																																																																																		
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕						〔国内基準に係る単体自己資本比率〕																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> (単位：百万円)						信用リスク・アセット算出手法		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> (単位：百万円)						信用リスク・アセット算出手法																																																																																							
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																					
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">信用リスク・アセット調整額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> <th style="width: 33%;">項 目</th> <th style="width: 16.5%;">前期末</th> <th style="width: 16.5%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td colspan="3">オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																												
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																
(略)			(略)																																																																																																		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																		
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																		
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																
(略)			(略)																																																																																																		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																		
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																																																																																		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案						現行					
			リスク・アセット等計 (G)						が新所要自己資本の額を上回る額に 25.0 を乗じて得た額		
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%	補完的項目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%
<p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 (略)</p>						<p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 (略)</p>					
第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (単位:百万円)						第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (単位:百万円)					
科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額
(略)			(略)			(略)			(略)		
無形固定資産			その他負債			無形固定資産			その他負債		
繰延税金資産			未払法人税等			繰延税金資産			未払法人税等		
再評価に係る繰延税金資産			リース債務			再評価に係る繰延税金資産			リース債務		
支払承諾見返			資産除去債務			支払承諾見返			(新設)		
貸倒引当金			その他の負債			貸倒引当金			その他の負債		
(略)			賞与引当金			(略)			賞与引当金		
			(略)						(略)		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p>						<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p><u>(6)</u> 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</p> <p><u>(7)~(19)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(4)~(16)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号

改正案	現行																																																																								
別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)																																																																								
(略)	(略)																																																																								
第2年 月 日現在中間貸借対照表 (単位:百万円)	第2年 月 日現在中間貸借対照表 (単位:百万円)																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">貸 出 金</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">外 国 為 替</td> <td></td> <td style="text-align:center;">未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">そ の 他 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;"><u>リ ー ス 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;"><u>資 産 除 去 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		貸 出 金		そ の 他 負 債		外 国 為 替		未 払 法 人 税 等		そ の 他 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>		有 形 固 定 資 産		<u>資 産 除 去 債 務</u>		無 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債		(略)		賞 与 引 当 金				(略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">貸 出 金</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">外 国 為 替</td> <td></td> <td style="text-align:center;">未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">そ の 他 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;"><u>リ ー ス 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		貸 出 金		そ の 他 負 債		外 国 為 替		未 払 法 人 税 等		そ の 他 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>		有 形 固 定 資 産		(新設)		無 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債		(略)		賞 与 引 当 金				(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
貸 出 金		そ の 他 負 債																																																																							
外 国 為 替		未 払 法 人 税 等																																																																							
そ の 他 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																																							
有 形 固 定 資 産		<u>資 産 除 去 債 務</u>																																																																							
無 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
(略)		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
貸 出 金		そ の 他 負 債																																																																							
外 国 為 替		未 払 法 人 税 等																																																																							
そ の 他 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																																							
有 形 固 定 資 産		(新設)																																																																							
無 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
(略)		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>																																																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号の2

改正案	現行																																																																								
別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)																																																																								
(略)	(略)																																																																								
第2年 月 日現在中間貸借対照表 (単位：百万円)	第2年 月 日現在中間貸借対照表 (単位：百万円)																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">外 国 為 替</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">そ の 他 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">資 産 除 去 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		外 国 為 替		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等		有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務		無 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務		繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債		(略)		賞 与 引 当 金				(略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">外 国 為 替</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">そ の 他 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td style="text-align:center;">そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		外 国 為 替		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等		有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務		無 形 固 定 資 産		(新設)		繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債		(略)		賞 与 引 当 金				(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
外 国 為 替		そ の 他 負 債																																																																							
そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等																																																																							
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務																																																																							
無 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務																																																																							
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
(略)		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
外 国 為 替		そ の 他 負 債																																																																							
そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等																																																																							
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務																																																																							
無 形 固 定 資 産		(新設)																																																																							
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
(略)		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
(記載上の注意)	(記載上の注意)																																																																								
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。																																																																								
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																																																																								
(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>	(新設)																																																																								
(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>	(新設)																																																																								
(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u>	(新設)																																																																								
(7)～(15) (略)	(4)～(12) (略)																																																																								
2・3 (略)	2・3 (略)																																																																								
(以下略)	(以下略)																																																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行																																																																																																																																																																																																										
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 事業概況書</p> <p>1~6 (略)</p> <p>7 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>国 庫 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8~12 (略)</p> <p>13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</th> <th style="width:50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:12.5%;">前期末</td> <td style="width:12.5%;">当期末</td> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:12.5%;">前期末</td> <td style="width:12.5%;">当期末</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1 比率 (A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補 完 的 項 目 (B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					国 庫 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%	補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(F/G)	%	%	<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 事業概況書</p> <p>1~6 (略)</p> <p>7 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>政 府 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8~12 (略)</p> <p>13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</th> <th style="width:50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:12.5%;">前期末</td> <td style="width:12.5%;">当期末</td> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:12.5%;">前期末</td> <td style="width:12.5%;">当期末</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					政 府 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)		
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																																							
商 品 国 債																																																																																																																																																																																																											
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
割 引 国 債																																																																																																																																																																																																											
国 庫 短 期 証 券																																																																																																																																																																																																											
そ の 他																																																																																																																																																																																																											
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																																											
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																																											
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																																											
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																																											
(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																											
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																																						
(略)			(略)																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																																																																								
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																																																																								
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																																																																								
補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%																																																																																																																																																																																																						
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																																																																						
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																																							
商 品 国 債																																																																																																																																																																																																											
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
割 引 国 債																																																																																																																																																																																																											
政 府 短 期 証 券																																																																																																																																																																																																											
そ の 他																																																																																																																																																																																																											
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																																											
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																																											
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																																											
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																																											
(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																											
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																																						
(略)			(略)																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																																																																																																																																																																																								
期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																																																																																																																								
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																																																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案					
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
(略)			(略)		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%
(記載上の注意)					
1～7 (略)					
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。					
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 (略)					
第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表					
(単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額		
(略)		(略)			
保管有価証券等 金融派生商品		売付債 金融派生商品			

現行					
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
(略)			(略)		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%
(記載上の注意)					
1～7 (略)					
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。					
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 (略)					
第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表					
(単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額		
(略)		(略)			
保管有価証券等 金融派生商品		売付債 金融派生商品			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案			現行		
社債発行費 その他の資産 有形固定資産 (略)		リース債務 資産除去債務 その他の負債 賞与引当金 (略)	社債発行費 その他の資産 有形固定資産 (略)		リース債務 (新設) その他の負債 賞与引当金 (略)
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)～(30) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>			<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(27) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行																																																																																																																																																																																																										
<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 事業概況書</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>国 庫 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</th> <th style="width:50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:10%;">前期末</td> <td style="width:10%;">当期末</td> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:10%;">前期末</td> <td style="width:10%;">当期末</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1 比率 (A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補 完 的 項 目 (B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					国 庫 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%	補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(F/G)	%	%	<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 事業概況書</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>政 府 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</th> <th style="width:50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:10%;">前期末</td> <td style="width:10%;">当期末</td> <td style="width:25%;">項 目</td> <td style="width:10%;">前期末</td> <td style="width:10%;">当期末</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					政 府 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					信用リスク・アセット算出手法		(単位：百万円)		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)		
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																																							
商 品 国 債																																																																																																																																																																																																											
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
割 引 国 債																																																																																																																																																																																																											
国 庫 短 期 証 券																																																																																																																																																																																																											
そ の 他																																																																																																																																																																																																											
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																																											
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																																											
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																																											
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																																											
(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																											
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																																						
(略)			(略)																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																																																																								
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																																																																								
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																																																																								
補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%																																																																																																																																																																																																						
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																																																																						
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																																							
商 品 国 債																																																																																																																																																																																																											
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																																											
割 引 国 債																																																																																																																																																																																																											
政 府 短 期 証 券																																																																																																																																																																																																											
そ の 他																																																																																																																																																																																																											
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																																											
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																																											
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																																											
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																																											
(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																											
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																																						
(略)			(略)																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																																																								
負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額																																																																																																																																																																																																								
期限付劣後債務及び期限付優先株			が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																																																																																																																								
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																																																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案						現行					
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕						〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法			信用リスク・アセット算出手法			Tier1 比率 (A/G)			自己資本比率(F/G)		
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
(略)			(略)			(略)			(略)		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
			信用リスク・アセット調整額			信用リスク・アセット調整額			リスク・アセット等計(G)		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額			オペレーショナル・リスク相当額調整額			リスク・アセット等計(G)		
			リスク・アセット等計(G)			リスク・アセット等計(G)			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%	Tier1 比率 (A/G)	%	%	Tier1 比率 (A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	自己資本比率(F/G)	%	%	自己資本比率(F/G)	%	%
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1～7 (略)						1～7 (略)					
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 (略)						9 (略)					
第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表						第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
建 物 地		売 付 債 券		建 物 地		売 付 債 券		建 物 地		売 付 債 券	
土 地		金 融 派 生 商 品		土 地		金 融 派 生 商 品		土 地		金 融 派 生 商 品	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案			現行		
リ 一 ス 資 産 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 (略)		リ 一 ス 債 務 資 産 除 去 債 務 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 (略)	リ 一 ス 資 産 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 (略)		リ 一 ス 債 務 (新設) そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 (略)
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)～(30) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>			<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(27) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行																																																																																																																																																																																						
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>国 庫 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未 収 収 益</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>資 産 除 去 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら</p>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					国 庫 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		未 収 収 益		売 付 債 券		先物取引差入証拠金		金 融 派 生 商 品		先物取引差金勘定		リ ー ス 債 務		保管有価証券等		資 産 除 去 債 務		金融派生商品		そ の 他 の 負 債		その他の資産		賞 与 引 当 金		(略)		(略)		<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>政 府 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未 収 収 益</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら</p>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					政 府 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		未 収 収 益		売 付 債 券		先物取引差入証拠金		金 融 派 生 商 品		先物取引差金勘定		リ ー ス 債 務		保管有価証券等		(新設)		金融派生商品		そ の 他 の 負 債		その他の資産		賞 与 引 当 金		(略)		(略)	
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																			
商 品 国 債																																																																																																																																																																																							
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
割 引 国 債																																																																																																																																																																																							
国 庫 短 期 証 券																																																																																																																																																																																							
そ の 他																																																																																																																																																																																							
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																							
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																							
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																							
計																																																																																																																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																																																				
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					
未 収 収 益		売 付 債 券																																																																																																																																																																																					
先物取引差入証拠金		金 融 派 生 商 品																																																																																																																																																																																					
先物取引差金勘定		リ ー ス 債 務																																																																																																																																																																																					
保管有価証券等		資 産 除 去 債 務																																																																																																																																																																																					
金融派生商品		そ の 他 の 負 債																																																																																																																																																																																					
その他の資産		賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																					
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																			
商 品 国 債																																																																																																																																																																																							
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
割 引 国 債																																																																																																																																																																																							
政 府 短 期 証 券																																																																																																																																																																																							
そ の 他																																																																																																																																																																																							
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																							
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																							
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																							
計																																																																																																																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																																																				
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					
未 収 収 益		売 付 債 券																																																																																																																																																																																					
先物取引差入証拠金		金 融 派 生 商 品																																																																																																																																																																																					
先物取引差金勘定		リ ー ス 債 務																																																																																																																																																																																					
保管有価証券等		(新設)																																																																																																																																																																																					
金融派生商品		そ の 他 の 負 債																																																																																																																																																																																					
その他の資産		賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																					
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>かになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(5) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p><u>(7)～(20) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>かになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(17) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行																																																																																																																																																																																						
<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>国 庫 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td>資 産 除 去 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 設 仮 勘 定</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら</p>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					国 庫 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		そ の 他 の 資 産		売 付 債 券		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		建 物		リ ー ス 債 務		土 地		資 産 除 去 債 務		リ ー ス 資 産		そ の 他 の 負 債		建 設 仮 勘 定		賞 与 引 当 金		(略)		(略)		<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中 期 利 付 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>割 引 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>政 府 短 期 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 年 月 日現在 貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 設 仮 勘 定</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら</p>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債					割 引 国 債					政 府 短 期 証 券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		そ の 他 の 資 産		売 付 債 券		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		建 物		リ ー ス 債 務		土 地		(新設)		リ ー ス 資 産		そ の 他 の 負 債		建 設 仮 勘 定		賞 与 引 当 金		(略)		(略)	
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																			
商 品 国 債																																																																																																																																																																																							
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
割 引 国 債																																																																																																																																																																																							
国 庫 短 期 証 券																																																																																																																																																																																							
そ の 他																																																																																																																																																																																							
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																							
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																							
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																							
計																																																																																																																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																																																				
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					
そ の 他 の 資 産		売 付 債 券																																																																																																																																																																																					
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品																																																																																																																																																																																					
建 物		リ ー ス 債 務																																																																																																																																																																																					
土 地		資 産 除 去 債 務																																																																																																																																																																																					
リ ー ス 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																																																																																																																																					
建 設 仮 勘 定		賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																					
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																			
商 品 国 債																																																																																																																																																																																							
長 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
中 期 利 付 国 債																																																																																																																																																																																							
割 引 国 債																																																																																																																																																																																							
政 府 短 期 証 券																																																																																																																																																																																							
そ の 他																																																																																																																																																																																							
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																							
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																							
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																							
計																																																																																																																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																																																				
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					
そ の 他 の 資 産		売 付 債 券																																																																																																																																																																																					
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品																																																																																																																																																																																					
建 物		リ ー ス 債 務																																																																																																																																																																																					
土 地		(新設)																																																																																																																																																																																					
リ ー ス 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																																																																																																																																					
建 設 仮 勘 定		賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																					
(略)		(略)																																																																																																																																																																																					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
<p>かになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(5) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p><u>(7)～(20) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>かになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(17) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行																																																																																																																																																								
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額			<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																						
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																						
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																						
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																																																																				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																						
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																						
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																						
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																																																																						
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																						
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																																																																				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																						
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上																																																																																																																																																						

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案						現行							
			リスク・アセット等計(G)							回る額に 25.0 を乗じて得た額			
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目不算入額				リスク・アセット等計(G)			
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)				Tier 1 比率 (A/G)	%	%	
										自己資本比率(F/G)	%	%	
(記載上の注意)						(記載上の注意)							
1～7 (略)						1～7 (略)							
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。							
9 (略)						9 (略)							
第2 中間連結財務諸表						第2 中間連結財務諸表							
1 (略)						1 (略)							
2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)						2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)							
(記載上の注意)						(記載上の注意)							
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(3) (略) (4) <u>金融商品の時価等に関する事項</u> (5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)</u> (6)～(17) (略)						1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(3) (略) (新設) (新設)  (4)～(15) (略)							
2～5 (略)						2～5 (略)							
(以下略)						(以下略)							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行																																																																																																																																																														
<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align:center;">(略)</p> <p style="text-align:center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <tr> <td style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align:center;">%</td> <td style="text-align:center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align:center;">%</td> <td style="text-align:center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <tr> <td style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align:center;">(略)</p> <p style="text-align:center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <tr> <td style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align:center;">%</td> <td style="text-align:center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align:center;">%</td> <td style="text-align:center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <tr> <td style="width:50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																												
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																												
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																																																																										
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																										
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																												
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																												
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																																																																												
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																												
補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																																																																										
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																										
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																															
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																																																												
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																												
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額																																																																																																																																																												

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案						現行							
補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%				額				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%				リスク・アセット等計(G)				
(記載上の注意)						(記載上の注意)							
												補完的項目不算入額	
<p>1～7 (略)</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 (略)</p>						<p>1～7 (略)</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 (略)</p>							
第2 連結財務諸表						第2 連結財務諸表							
1 (略)						1 (略)							
2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)						2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)							
(記載上の注意)						(記載上の注意)							
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。						1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。							
(1)～(3) (略)						(1)～(3) (略)							
(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u>						(新設)							
(5) <u>貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項</u>						(新設)							
(6)～(23) (略)						(4)～(21) (略)							
2～7 (略)						2～7 (略)							
(以下略)						(以下略)							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>その他負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>未払法人税等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> <td><u>リース債務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td><u>資産除去債務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)~(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		有形固定資産		その他負債		無形固定資産		未払法人税等		繰延税金資産		<u>リース債務</u>		再評価に係る繰延税金資産		<u>資産除去債務</u>		支払承諾見返		その他の負債		貸倒引当金		賞与引当金				(略)		<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>その他負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>未払法人税等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> <td><u>リース債務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		有形固定資産		その他負債		無形固定資産		未払法人税等		繰延税金資産		<u>リース債務</u>		再評価に係る繰延税金資産		(新設)		支払承諾見返		その他の負債		貸倒引当金		賞与引当金				(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
有形固定資産		その他負債																																																																							
無形固定資産		未払法人税等																																																																							
繰延税金資産		<u>リース債務</u>																																																																							
再評価に係る繰延税金資産		<u>資産除去債務</u>																																																																							
支払承諾見返		その他の負債																																																																							
貸倒引当金		賞与引当金																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
有形固定資産		その他負債																																																																							
無形固定資産		未払法人税等																																																																							
繰延税金資産		<u>リース債務</u>																																																																							
再評価に係る繰延税金資産		(新設)																																																																							
支払承諾見返		その他の負債																																																																							
貸倒引当金		賞与引当金																																																																							
		(略)																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の2

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>その他負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> <td>未払法人税等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td></td> <td>資産除去債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)~(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		無形固定資産		その他負債		繰延税金資産		未払法人税等		再評価に係る繰延税金資産		リース債務		支払承諾見返		資産除去債務		貸倒引当金		その他の負債				賞与引当金				(略)		<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>その他負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> <td>未払法人税等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		無形固定資産		その他負債		繰延税金資産		未払法人税等		再評価に係る繰延税金資産		リース債務		支払承諾見返		(新設)		貸倒引当金		その他の負債				賞与引当金				(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
無形固定資産		その他負債																																																																							
繰延税金資産		未払法人税等																																																																							
再評価に係る繰延税金資産		リース債務																																																																							
支払承諾見返		資産除去債務																																																																							
貸倒引当金		その他の負債																																																																							
		賞与引当金																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
無形固定資産		その他負債																																																																							
繰延税金資産		未払法人税等																																																																							
再評価に係る繰延税金資産		リース債務																																																																							
支払承諾見返		(新設)																																																																							
貸倒引当金		その他の負債																																																																							
		賞与引当金																																																																							
		(略)																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告 (略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 管 有 価 証 券 等</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社 債 発 行 費</td> <td></td> <td><u>リ ー ス 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td><u>資 産 除 去 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p><u>(7)～(31)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		保 管 有 価 証 券 等		売 付 債 券		金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品		社 債 発 行 費		<u>リ ー ス 債 務</u>		そ の 他 の 資 産		<u>資 産 除 去 債 務</u>		有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債		建 物		賞 与 引 当 金		(略)		(略)		<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告 (略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 管 有 価 証 券 等</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社 債 発 行 費</td> <td></td> <td><u>リ ー ス 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(28)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		保 管 有 価 証 券 等		売 付 債 券		金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品		社 債 発 行 費		<u>リ ー ス 債 務</u>		そ の 他 の 資 産		(新設)		有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債		建 物		賞 与 引 当 金		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
保 管 有 価 証 券 等		売 付 債 券																																																																							
金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品																																																																							
社 債 発 行 費		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																																							
そ の 他 の 資 産		<u>資 産 除 去 債 務</u>																																																																							
有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
建 物		賞 与 引 当 金																																																																							
(略)		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
保 管 有 価 証 券 等		売 付 債 券																																																																							
金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品																																																																							
社 債 発 行 費		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																																							
そ の 他 の 資 産		(新設)																																																																							
有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
建 物		賞 与 引 当 金																																																																							
(略)		(略)																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案				現行			
別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)				別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告 (略)				第1 第 期 決 算 公 告 (略)			
貸借対照表 ( 年 月 日現在)				貸借対照表 ( 年 月 日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
建 物		売 付 債 券		建 物		売 付 債 券	
土 地		金 融 派 生 商 品		土 地		金 融 派 生 商 品	
リ ー ス 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>		リ ー ス 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>	
建 設 仮 勘 定		<u>資 産 除 去 債 務</u>		建 設 仮 勘 定		(新設)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債		そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(新設)			
(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(新設)			
(6) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u>				(新設)			
(7)～(31) (略)				(4)～(28) (略)			
2～6 (略)				2～6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号

改正案				現行			
別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)				別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 ( 年 月 日現在) (単位：百万円)				第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 ( 年 月 日現在) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
貸 出 金 替		そ の 他 負 債 等		貸 出 金 替		そ の 他 負 債 等	
外 国 為 替		未 払 法 人 税 等		外 国 為 替		未 払 法 人 税 等	
そ の 他 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>		そ の 他 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>	
有 形 固 定 資 産		<u>資 産 除 去 債 務</u>		有 形 固 定 資 産		(新設)	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債		無 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金		繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(新設)			
(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(新設)			
(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u>				(新設)			
(7)～(15) (略)				(4)～(12) (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改正案	現行																																																																								
<p style="text-align: center;">別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 ( 年 月 日現在) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>資 産 除 去 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		外 国 為 替		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等		有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務		無 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務		繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債		支 払 承 諾 見 返		賞 与 引 当 金		(略)		(略)		<p style="text-align: center;">別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 ( 年 月 日現在) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		外 国 為 替		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等		有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務		無 形 固 定 資 産		(新設)		繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債		支 払 承 諾 見 返		賞 与 引 当 金		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
外 国 為 替		そ の 他 負 債																																																																							
そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等																																																																							
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務																																																																							
無 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務																																																																							
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
支 払 承 諾 見 返		賞 与 引 当 金																																																																							
(略)		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
外 国 為 替		そ の 他 負 債																																																																							
そ の 他 資 産		未 払 法 人 税 等																																																																							
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務																																																																							
無 形 固 定 資 産		(新設)																																																																							
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債																																																																							
支 払 承 諾 見 返		賞 与 引 当 金																																																																							
(略)		(略)																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告 (略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未 収 収 益</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td><u>リ ー ス 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td><u>資 産 除 去 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p><u>(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p><u>(7)～(20)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		未 収 収 益		売 付 債 券		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定		<u>リ ー ス 債 務</u>		保管有価証券等		<u>資 産 除 去 債 務</u>		金融派生商品		そ の 他 の 負 債		その他の資産		賞 与 引 当 金		(略)		(略)		<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告 (略)</p> <p>貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未 収 収 益</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td><u>リ ー ス 債 務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(17)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		未 収 収 益		売 付 債 券		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定		<u>リ ー ス 債 務</u>		保管有価証券等		(新設)		金融派生商品		そ の 他 の 負 債		その他の資産		賞 与 引 当 金		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
未 収 収 益		売 付 債 券																																																																							
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																							
先物取引差金勘定		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																																							
保管有価証券等		<u>資 産 除 去 債 務</u>																																																																							
金融派生商品		そ の 他 の 負 債																																																																							
その他の資産		賞 与 引 当 金																																																																							
(略)		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
未 収 収 益		売 付 債 券																																																																							
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																							
先物取引差金勘定		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																																							
保管有価証券等		(新設)																																																																							
金融派生商品		そ の 他 の 負 債																																																																							
その他の資産		賞 与 引 当 金																																																																							
(略)		(略)																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案				現行			
別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)				別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告 (略)				第1 第 期 決 算 公 告 (略)			
貸借対照表 ( 年 月 日現在)				貸借対照表 ( 年 月 日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 (略)		売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 (略)		そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 (略)		売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 リ ー ス 債 務 (新設) そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 (略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(4)～(17) (略)			
(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				2～6 (略)			
(6) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u>				(以下略)			
(7)～(20) (略)							
2～6 (略)							
(以下略)							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 貸貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)</u></p> <p><u>(6)～(18) (略)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(16) (略)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項</u></p> <p><u>(6)～(24)</u> (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(22)</u> (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第9号(第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">⎧</span> <span style="font-size: 2em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 2em;">⎫</span> 事業報告  <span style="font-size: 2em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">⎩</span></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<span style="float: right;">(略)</span>の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、兼職<span style="float: right;">(重要でないものを除く。)</span>の状況を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1) 社外役員<span style="float: right;">(略)</span>の兼任その他の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号に規定す</p>	<p>別紙様式第9号(第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">⎧</span> <span style="font-size: 2em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 2em;">⎫</span> 事業報告  <span style="font-size: 2em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">⎩</span></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<span style="float: right;">(略)</span>の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があつたときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)及び兼職<span style="float: right;">(重要でないものを除く。)</span>の状況を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1) 社外役員<span style="float: right;">(略)</span>の兼任その他の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、その事実及び銀行と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号に規定す</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
<p>る特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者<u>その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4 当行の株式に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大株主</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる 10 名の株主について、持株数の順に記載すること。</u></p> <p>2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、<u>(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1 会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。</u></p> <p><u>2 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項<u>(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</u>に記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(略)</p>	<p>る特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4 当行の株式に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大株主</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。</u></p> <p>2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、<u>株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(新設)</p> <p>銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項の意見があつたときは、その意見の内容</p> <p>(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
5 (略) (2)・(3) (略)  (以下略)	5 (略) (2)・(3) (略)  (以下略)

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<span style="float: right;">(略)</span>の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、兼職<span style="float: right;">(重要でないものを除く。)</span>の状況を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5~7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1) 社外役員<span style="float: right;">(略)</span>の兼任その他の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号に規定す</p>	<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<span style="float: right;">(略)</span>の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があつたときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)及び兼職<span style="float: right;">(重要でないものを除く。)</span>の状況を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5~7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1) 社外役員<span style="float: right;">(略)</span>の兼任その他の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、その事実、及び銀行と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号に規定す</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>る特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者<u>その他これに類する者</u>又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4 当行の株式に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大株主</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる 10 名の株主について、持株数の順に記載すること。</u></p> <p>2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、<u>(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1 会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。</u></p> <p><u>2 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項<u>(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</u>に記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(略)</p>	<p>る特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4 当行の株式に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大株主</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。</u></p> <p>2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、<u>株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(新設)</p> <p>銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項の意見があつたときは、その意見の内容</p> <p>(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
5 (略) (2)・(3) (略)  (以下略)	5 (略) (2)・(3) (略)  (以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 10 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)</p> <p>第 期 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 附属明細書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<sup>の兼務</sup>の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職 (会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)</u>に該当する者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)</p> <p>第 期 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 附属明細書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<sup>の兼務</sup>の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行																																																																																																																																																								
<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期中 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 中間事業概況書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier 1 比率 (A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔第二基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額			<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期中 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 中間事業概況書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier 1 比率 (A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔第二基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																						
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																						
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%																																																																																																																																																				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																						
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額																																																																																																																																																						
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																						
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%																																																																																																																																																				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上																																																																																																																																																						

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案						現行							
			リスク・アセット等計(G)							回る額に 25.0 を乗じて得た額			
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%		
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 平成 19 年 3 月金融庁告示第 19 号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20% を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>8 (略)</p>						<p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 平成 19 年 3 月金融庁告示第 19 号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20% (平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%) を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>8 (略)</p>							
第 2 中間連結財務諸表						第 2 中間連結財務諸表							
1 (略)	2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)					1 (略)	2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)						
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)</u></p> <p><u>(6)～(17) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p>						<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(15) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p>							
(以下略)						(以下略)							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行																																																																																																																																																								
<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 事業概況書</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier 1 比率 (A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔第二基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						信用リスク・アセット調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額			<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 事業概況書</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier 1 比率 (A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔第二基準に係る連結自己資本比率〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 80%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当中間期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額						リスク・アセット等計(G)			補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)						オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																						
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																						
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%																																																																																																																																																				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																						
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額																																																																																																																																																						
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																						
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%																																																																																																																																																				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																									
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																																						
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額																																																																																																																																																						
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上																																																																																																																																																						

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案						現行							
			リスク・アセット等計(G)						回る額に 25.0 を乗じて得た額				
補完的項目不算入額			Tier 1 比率 (A/G)	%	%	補完的項目不算入額			リスク・アセット等計(G)				
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			Tier 1 比率 (A/G)	%	%		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>8 (略)</p>						<p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20% (平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%) を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>8 (略)</p>							
第2 連結財務諸表						第2 連結財務諸表							
1 (略)						1 (略)							
2 第 期末 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)						2 第 期末 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)							
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</u></p> <p><u>(6)～(23) (略)</u></p> <p>2～8 (略)</p>						<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(21) (略)</u></p> <p>2～8 (略)</p>							
(以下略)						(以下略)							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 貸貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)</u></p> <p><u>(6)～(18) (略)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(16) (略)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項</u></p> <p><u>(6)～(24)</u> (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(22)</u> (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 社外役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の兼任その他の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>3 社外役員が銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第 2 条第 3 項</p>	<p>別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があつたときは、その意見の内容及び同条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)及び兼職の状況(重要でないものを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 社外役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の兼任その他の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、その事実、及び銀行持株会社と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>3 社外役員が銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第 2 条第 3 項</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
<p>第 18 号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者<u>その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4 当社の株式に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大株主</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる 10 名の株主について、持株数の順に記載すること。</u></p> <p>2 種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する会社をいう。)にあつては、<u>(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>5 当社の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1 会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。</u></p> <p><u>2 銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名<u>又は名称を、「その他」に次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</u>に記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(略)</p>	<p>第 18 号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4 当社の株式に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大株主</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。</u></p> <p>2 種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する会社をいう。)にあつては、<u>株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>5 当社の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(新設)</p> <p>銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限り記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 <u>当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)</u>があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名<u>または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項の意見があつたときは、その意見の内容</p> <p>(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
5 (略) (2)・(3) (略)  (以下略)	5 (略) (2)・(3) (略)  (以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 15 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<sup>の兼務</sup>の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職 (会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)</u>に該当する者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員<sup>の兼務</sup>の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>